

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年3月12日開催 主要行等]

### 1. 「再生支援の総合的対策」の公表について

- 3月8日、経済産業省・財務省と連名で、「再生支援の総合的対策」を策定・公表するとともに、「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について」要請文を発出した。
- 本対策では、
  - ・ コロナセーフティネット4号やコロナ借換保証、日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンを2024年6月末まで延長し、積極的な活用を促進すること
  - ・ 2024年4月から適用予定の改正監督指針の趣旨を踏まえ、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応を行うこと
  - ・ 事業者の経営改善・事業再生を先送りしないため、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進することなどを盛り込んでいる。
- 各金融機関においては、事業者支援態勢の整備に加え、改正事項の趣旨・内容について営業現場の第一線まで周知徹底し、経営改善・再生支援により一層強力に取り組んでいただくようお願いする。

### 2. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・

公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物、12 か月物）を 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止することを決定した。

- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組が進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも 2024 年 6 月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。
- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する金融機関においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

### 3. 金融庁業務支援統合システムの更改について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステムである「FIMOS」(FInancial MOnitoring System) の開発を進めており、2024 年 5 月 7 日からの稼働を予定している。

### 4. 令和 6 年能登半島地震に伴う在留期間の延長について

- 令和 6 年能登半島地震を踏まえた特例措置として、出入国在留管理庁において、今回の地震に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住居地がある者等の在留期間の満了日を 2024 年 6 月 30 日まで一律に延長する措置が講じられている。
- 本件に関しては、各金融機関が管理している在留カードに記載された「在

留期間の満了の日」が当該延長前の日付となっていることから、外国人顧客が保有する金融機関の口座が閉鎖される事例が発生している。

- 各金融機関においては、このような事例が発生しないよう、本延長措置の内容を営業店に周知・徹底いただき、在留期間の取扱いにあたって、本延長措置を踏まえた適切な対応を行うとともに、「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、外国人顧客の利便性に配慮した対応をお願いしたい。

#### 5. Japan Fintech Week 2024 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方が Japan Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーの連携強化の機会となったのではないかと思う。
- 2025 年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 各金融機関のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、2024 年以上に連携を強化させていただければ幸い。

## 6. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」について、3月末に対応期限を迎える中、各行においては、態勢整備状況の最終確認を行っていただいているものと承知している。
- 今般、各行の態勢整備結果を確認するため、4月末を期限とした「対応結果の報告」を求めたところ。
- 今回は、3年間にわたっての対応結果について、網羅的に報告を求めることとなる。経営トップのリーダーシップのもと、しっかりと自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。
- なお、これまでも申し上げてきたとおり、期限までに態勢整備を完了しなかった金融機関に対しては、必要に応じて個別に行政対応を検討していくことを改めて申し添える。

## 7. バーゼルⅢ最終化の実施について

- バーゼルⅢ最終化は、2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みである。金融庁では、各金融機関から様々な意見を頂きながら、告示の策定やリスクアセット計測に係る承認審査といった準備を進めてきた。
- 2024年3月期は、国際統一基準金融機関や内部モデルを利用する国内基準金融機関の適用期限であり、適切な自己資本比率の算出に向けて、引き続き準備を進めていただくよう、よろしく願いしたい。
- また、その他の金融機関についても、適用期限である2025年3月期に向けて準備を進めていただくよう、よろしく願いしたい。

(参考) 本邦では、バーゼルⅢ最終化は早期適用も可能な枠組みとなっており、2023年3月期より20グループ39先が適用している。

## 8. 「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2024.3)」の公表について

- 3月8日に、「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2024.3)」を公表した。本レポートは、金融庁におけるデータ活用の高度化に係る取組の一環として、金融庁が実施したデータ分析事例を取りまとめたものである。

(参考) <https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

- 今回のレポートでは、金融機関等から収集した高粒度データを用いて行った「新型コロナ拡大下における信用保証制度を用いた借入企業に関する分析」及び「金融機関による経営相談・支援機能の発揮状況に係る分析」の2つの分析を紹介している<sup>※1, 2</sup>。

※1 前者の分析は、新型コロナ拡大下に信用保証借入を行った企業の業種・規模等の属性、借入時期の傾向、売上高の推移等を明らかにするとともに、債務者区分の推移について信用保証借入を行わなかった企業との比較を行ったもの。

※2 後者の分析は、金融機関による経営相談や支援機能の発揮状況については、これまでナラティブベースの取組事例の蓄積が中心であったところ、計量経済学的手法を用いて定量的な効果検証を試みたもの。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握に取り組んでいきたいと考えているところであるが、その成果の1つとして参考まで紹介する。

## 9. 資産運用フォーラム及び Japan Weeks について

- 2023年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を2024年秋に立ち上げるべく、準備委員会で検討を進めている。今後、資産運用フォーラムには、日米以外の国からも、インターナショナルに業務を展開する金融商品取引業者やそのグループ企業の参加を広く募る予定である。詳細は追っ

て公表する予定であるので、よろしく参加を検討いただきたい。

- また、2023 年秋には、海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致する「Japan Weeks」を開催した。各金融機関の協力もあり、多数のイベントを開催の上、海外投資家等から日本の施策について高い評価をいただいたところ。
- 海外投資家等とのコミュニケーションを一層強化していくため、本年秋に、第2回の Japan Weeks を開催し、資産運用フォーラムもその中で立ち上げた。
- 具体的な日程を含め、詳細は順次ウェブサイトに掲載予定のところ、各金融機関においては、資産運用フォーラムへの参加も含め、Japan Weeks 中のイベント開催・参加等について、ぜひ協力を検討いただければ幸いである。

#### 10. 金融経済教育推進機構について

- 2024 年4月の設立及び8月の本格稼働を予定している金融経済教育推進機構について、発起人から認可申請が行われたため、2月29日、機構の設立を認可し、同日、理事長となるべき者として安藤聡氏を、及び監事となるべき者として武内清信氏を指名した。
- 金融経済教育推進機構の設立については、政治や国民の関心が高まっている。従来の金融経済教育のノウハウ等を活用しつつも、新たな機構が設立された趣旨をしっかりと踏まえて、普及・教育活動を抜本的に質・量ともに拡充していくことが求められている。この中には、教育活動に関する地域間格差の是正等の点も含まれる。今後、8月に本格稼働を開始するためには、理事長の下、ガバナンスの整備や各種業務推進の方針の決定を集中的に行う必要がある。機構全体が一体となって、国民のリテラシーの向上の観点から効果的な業務が展開できるよう、全国銀行協会においても、引き続き連携・協力をお願いしたい。

## 11. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案市中協議の開始について

- 金融活動作業部会（FATF）では、2月末にクロスボーダー送金の透明性に関して、勧告 16 改訂案の市中協議を開始した（5月初め期限）。
- これは、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・FSB を中心とする取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネロン対策等の確保を狙ったもの。
- 改訂の内容は、決済におけるビジネスモデルの変化等を踏まえ、①送付人・受取人情報に関する通知情報の内容及び質の改善、②主に資金移動業者やカード会社を念頭にした、same business, same risk, same rule の原則の徹底による AML/CFT 対応の確保、といったものになっている。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、また影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、市中協議の期間が通常よりも長く設けられている。各金融機関の意見もよく聞きつつ、最終化に向けた議論に参画していきたい。

（以 上）